

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(洪水：ハザードマップ)	
川西市防災マップでは、兵庫県が、出水時に危険が予想され注意すべき区域である重要水防区域として猪名川周辺の多田院から多田桜木に至る地域の一部を指定しており、この他の地域も合わせて洪水浸水が想定されている。	
また、川西市地域防災計画では、堤防の決壊（溢水）などによる被害は、市域全体で床上浸水戸数が約11,500戸、避難者数は約25,000人と予想されている。	
(土砂災害：ハザードマップ)	
地域防災計画では、土砂災害警戒区域として、川西市全域で急傾斜地の崩壊130箇所、土石流41箇所が指定されている。	
地域別にみると、急傾斜地の崩壊で北部が40箇所、中部が61箇所、南部が29箇所、土石流で北部が17箇所、中部が24箇所であり、北部・中部に集中している。	
(地震・津波：J-SHS、ハザードマップ)	
地震ハザードステーションの防災地図によると、発生確率の最も高い南部地域では今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率が45%以上の地域がある。	
川西市における最大震度は六甲・淡路島断層帯地震等で震度7、最大の被害として全壊・焼失14,276棟、死者数901人、避難者数46,493人が想定されている。	
(その他)	
本市は、瀬戸内気候区のため降雨量が比較的少なく台風の直撃を受けることも少ないものの、過去に発生した災害では集中豪雨並びに台風時の降雨等による被害が多く、また宅地開発等社会的要因から河川の氾濫（溢水）及び土砂災害の発生が考えられる。	
過去の記録による被害発生状況は、集中豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、6月から9月に集中している。このうち昭和42年7月の豪雨では最明寺川の堤防が決壊し、床上浸水1,017戸などの大きな被害が発生した。	
また、昭和58年9月の台風10号では猪名川が氾濫し、矢間、多田桜木、東多田地内などで床上浸水192戸などの大きな被害が発生した。	

(2) 商工業者の状況【※市町全体のデータではなく、商工会又は商工会議所の管轄区域内のデータを記載してください】

- ・商工業者等数 3,537 社 (H28)
- ・小規模事業者数 2,713 社 (H28)

【内訳】

業種	商工業者数	左記のうち 小規模事業者数	備考
製造業	225 社	188 社	一部、猪名川沿いに集中している箇所有
建設業	298 社	290 社	
卸・小売業	996 社	653 社	
サービス業	2,018 社	1,582 社	
合計	3,537 社	2,713 社	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・「川西市地域防災計画」の策定

川西市地域防災計画については、取り巻く環境の変化や法令の改正等を考慮し、川西市防災会議にて、毎年度改定を行っている。

- ・防災訓練の実施

風水害、地震等の災害を想定し、関係機関と連携を取りながら、毎年度、異なる想定や内容にて、複数回実施している。

- ・防災マップの作成

浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を掲載した川西市防災マップ（紙面版、WEB 版）を作成し、定期的に更新を行い、最新のハザード情報を掲載している。

- ・防災備品の備蓄

備蓄対象人口等の31,000人に対して、食糧93,000食（1日分）や保存水16,400ℓなどの生活必需品を備蓄している。備蓄計画に基づき、不足する物資や更新のため、毎年度購入している。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する施策の周知

当会会報、ホームページを通して、BCPに関する施策内容やBCP策定に向けた支援事業について周知を図っている。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

企業BCPセミナーを開催し、BCPの概要、BCPの策定手法、具体的な計画の立て方について講習し、BCPの策定を促している。

- ・損害保険の加入促進

当会が取り扱う損害保険（水災・火災・地震）の小規模事業者への加入促進を行っている。

II 課題

現状としては、事業者B C P対策における取組が、セミナーの開催や施策周知などの情報発信・啓発にとどまっており、具体的な策定支援に関する実績が十分とは言えない。

まずは、事業継続計画を本申請に併せて先駆的に策定し、今後の指導に活かしていく。

III 目標

- ・セミナーや情報発信を継続的に実施することで、川西市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制として、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標		
			B C Pセミナー開催回数	B C P策定件数	事業継続力強化計画申請件数
3,537 社	2,713 社	R 4	1	5	2
		R 5	1	5	2
		R 6	1	5	2
		R 7	1	5	2
		R 8	1	5	2

※ その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

- ・計画期間は5年とする。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・本計画に基づき、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・年に1回、会報（約1,350部）や市広報、ホームページ、S N S等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個社支援、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 川西市商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・兵庫県商工会連合会や、兵庫県共済協同組合の専門家派遣制度を利用し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認を行う。
- ・定期的に、当会及び当市で、現状確認及び意見交換を行う。

5) 訓練の実施

- ・市防災訓練に合わせ、当会・当市間での連絡ルートの確認等を定期的に行う。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は、以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

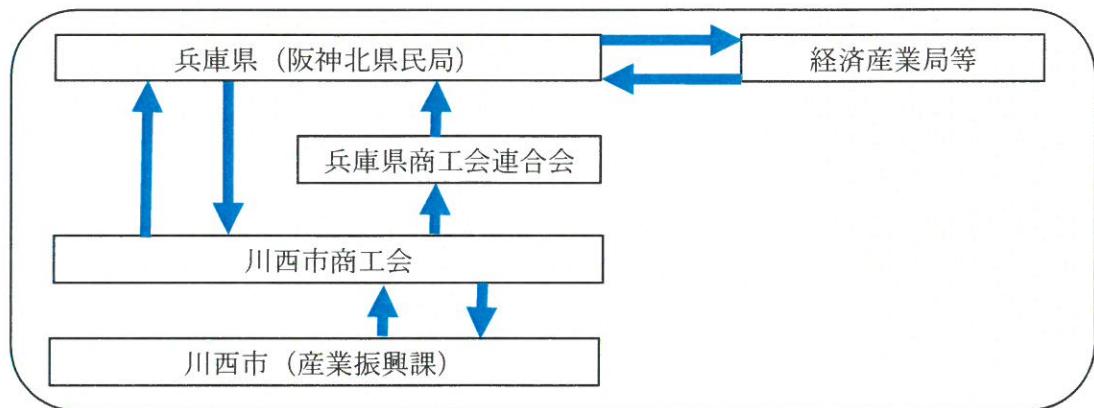
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
1か月以降	1週に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

1) 発災時における連携方針

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県（阪神北県民局）へ報告する。

2) 指揮命令系統・連絡体制図



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、川西市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

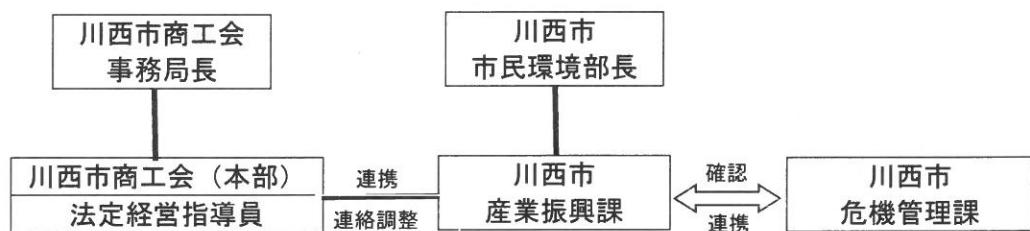
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藤重 智哉（連絡先は後述（3）①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 川西市商工会

〒666-0011 兵庫県川西市出在家町1-8

TEL : 072-759-8222

E-mail : kwnssci@e-kawanishi.org

② 川西市市民環境部産業振興課

〒666-8567 兵庫県川西市中央町12-1

TEL : 072-740-1162

E-mail : kawa0181@city.kawanishi.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。